

# 食品安全委員会アレルギーを含む食品に関する

## ワーキンググループ

### (第13回) 議事録

1. 日時 令和3年2月10日(水) 14:00~16:17

2. 場所 食品安全委員会 中会議室

#### 3. 議事

(1) アレルギーを含む食品に関する食品健康影響評価について

(2) その他

#### 4. 出席者

(専門委員)

丸井座長、相原専門委員、赤松専門委員、穂山専門委員、安達専門委員、  
伊藤専門委員、海老澤専門委員、緒方専門委員、金谷専門委員、斎藤専門委員、  
手島専門委員、森山専門委員

(専門参考人)

中村専門参考人

(食品安全委員会)

佐藤委員長、川西委員、堀口委員

(事務局)

小川事務局長、鋤柄事務局次長、近藤評価第一課長、入江評価技術企画室推進室長、  
林課長補佐、磯村係長、武井技術参与

#### 5. 配布資料

資料1-1 評価書 アレルギーを含む食品 卵 (案)

資料1-2 食品健康影響評価に当たり参照した知見 (案)

資料2 「アレルギーを含む食品」の評価の今後について (案)

参考資料1 参考文献の作成に関与した専門委員リスト

参考資料2 アレルギーを含む食品に関するワーキンググループの設置について(平成  
29年度9月26日 食品安全委員会決定)

参考資料3 アレルギーを含む食品に関するワーキンググループにおける具体的な検討

事項（案）（平成29年12月14日第1回WG資料3）

参考資料4 アレルゲンを含む食品に関する評価の今後について（案）（平成30年9月13日第3回WG資料3-1）

参考資料5 卵、乳、小麦、落花生、そば、えび、かきの科学的知見の収集状況

参考資料6 Ad hoc Joint FAO/WHO Expert Consultation on Risk Assessment of Food Allergens

参考資料7 令和2年度食品健康影響評価技術研究の3次公募における採択課題

参考資料8 今後のアレルゲンWGスケジュール

## 6. 議事内容

〇〇〇 それでは、先生方のほうで聞こえていらっしゃるようですので、時間を過ぎましたので、ただいまから、第13回の「アレルゲンを含む食品に関するワーキンググループ」を開催させていただきます。

先生方には、変わらずお忙しい中の御出席、どうもありがとうございます。

本日は、12名の専門委員の先生方が御出席でございます。

また、専門参考人として、〇〇〇は本日御出席いただけないのですけれども、〇〇〇に御出席いただいております。

食品安全委員会からは、3名の委員の先生方が御出席です。〇〇〇がオンラインで御出席されているということです。

開催通知等で御連絡いたしましたように、この会議につきましては、新型コロナウイルス感染症の蔓延防止ということで、テレビ会議云々という、昨年の食品安全委員会の決定に基づいてWeb会議システムを利用して参加していただく形で行います。

まだ画面は見えませんが、本会議は例によって非公開で行うこととなります。

それでは、お手元に既に送られていると思いますけれども、議事次第を御覧ください。

また、この内容の資料等については、後ほど確認があると思いますが、本日の議事は、「（1）アレルゲンを含む食品に関する食品健康影響評価について」と「（2）その他」になっております。

議事に入る前に、事務局から連絡事項がございますので、よろしく申し上げます。

〇〇〇 〇〇〇でございます。

開始前の不手際、大変申し訳ございません。

では、事務局から報告事項がございますので申し上げます。

事務局の人事異動がございましたので、御報告いたします。1月1日付で〇〇〇が着任しております。

〇〇〇 初めまして、〇〇〇でございます。よろしくお申し上げます。

〇〇〇 続きまして、事務局から、いつものWeb会議に当たっての留意事項をお知らせいたします。2点ございます。

1点目、こちらは常時のお願いとなります。発言者の音質向上のため、発言しないときは、Web会議アプリのマイクをミュートにさせていただきようお願いいたします。

2点目は、発言時のお願いとなります。御発言いただく際は、通常でしたら画面が見えている状況でございますので、「挙手カード」、赤と青のカードの「挙手」の面をカメラに向けていただくところでございますが、現在、画面を映しておりませんので、以前も使わせていただきましたが、挙手ボタンにて意思表示をしていただければ幸いに存じます。

座長または事務局職員が先生のお名前をお呼びいたしましたら、ミュートを解除した上で御発言をお願いいたします。御発言の際には、必ず御自身のお名前を名乗った上で発言を開始するようお願いいたします。

御発言が終了しましたら、「以上です」と御発言いただければと存じます。

以上、御協力のほど、よろしくようお願いいたします。

以上でございます。

〇〇〇 どうもありがとうございました。

それでは、先ほど既にちょっと触れましたけれども、先日、事務局からお送りした資料の確認をしていただきます。お願いします。

〇〇〇 事務局の〇〇〇でございます。

本日の資料でございますが、議事次第、専門委員名簿のほかに、資料1-1といたしまして、評価書 アレルゲンを含む食品 卵の案。

資料1-2といたしまして、この評価書の別添、食品健康影響評価に当たり参照した知見の案。

資料2といたしまして、「アレルゲンを含む食品」の評価の今後について（案）。

これ以外に参考資料として、参考資料1から8まで事前にお送りしてございます。

また、机上配付資料という形で右肩に記載してございます資料も同封させていただいております。資料1-1からコメントの入った四角の枠の囲みを除きました評価書案でございます。こちらにつきましては、今回、説明資料としては用いませんが、完成した評価書のイメージとして適宜御参照いただければと存じます。

なお、参考資料の1、2、6、7、8を除きまして、食品安全委員会のホームページで資料は公開いたしませんので、取扱いは御留意くださいませ。

配付資料については以上となりますが、不足等がございましたら事務局までお申し出いただければと存じます。

以上でございます。

〇〇〇 どうもありがとうございます。

この後、いつものように幾つか手続上のプロセスがございますので、お付き合いいただきたいと思っております。

事務局から「食品安全委員会における調査審議方法等について」、平成15年委員会決定ですが、これに基づき必要となる専門委員の調査審議等への参加に関する事項についてま

ず報告をお願いいたします。

〇〇〇 事務局の〇〇〇でございます。

本日の議事に関する専門委員等の調査審議等への参加に関する事項について御報告いたします。

議事「(1) アレルゲンを含む食品に関する食品健康影響評価について」に関する審議につきまして、本ワーキンググループの専門委員が文献の作成に関与しておりますことを御報告いたします。

先生方が関与した文献は、参考資料1を御覧くださいませ。

なお、評価対象であるアレルゲンを含む食品につきましては、食品安全委員会が自ら評価を行うものであるため、本品目についての特定企業は存在いたしません。

以上でございます。

〇〇〇 どうもありがとうございます。

本日の議事について、自ら評価であるということによりまして、同委員会決定の2の(1)に掲げる場合のうち、④の「特定企業からの依頼により当該調査審議等の対象品目の申請資料等の作成に協力した場合」には該当いたしません。また、⑥にあります「その他調査審議等の中立公正を害するおそれがあると認められる場合」にも該当しないと考えられます。

このこと以外に、事務局からはいかがでしょうか。

〇〇〇 そのほか、同委員会決定の2(1)に規定する調査審議等に参加しないこととなる事由に該当する専門委員はいらっしゃいません。

〇〇〇 先生方、提出いただいた確認書について、その後、特に変更、相違はございませんでしょうか。

ないということで、〇〇〇に手を挙げていただきました。ありがとうございます。

それでは、ようやくですが、議事に入りたいと思います。

まだ画面は見えませんが、しばらく音のほうでお付き合いをお願いしたいと思います。

それでは、まず、資料1-1を御覧ください。これが評価書「アレルゲンを含む食品 卵」です。

前回12月に行いました第12回ワーキンググループ会合では、資料1-1の評価書(案)本体については、「IV. 食品健康影響評価」を中心に御審議いただきました。

その後、事務局で幾つか修正を加えてございますので、その辺りを中心にまず事務局から御説明いただきます。お願いします。

〇〇〇 〇〇〇でございます。資料1-1、資料1-2に関しまして、前回からの修正点を中心に御説明申し上げます。

まず、資料1-1でございます。

5ページから要約の部分に文章を入れさせていただいております。こちらは、現時点で

は食品健康影響評価の「8. まとめと今後の課題」の「(1) まとめ」の部分を記載させていただいております。要約を入れるとしたらこんな感じですよというところを、イメージをつかむために今、こういう形で入れさせていただいておりますが、今後の審議の内容を踏まえて適宜修正をさせていただきます。なお、この要約の部分にいただいた御意見につきましては、後ろのほうの食品健康影響評価の部分にも反映させていただいておりますので御確認いただければと存じます。

また、前回ワーキンググループまでに「用語の定義」と「用語の説明」について御審議いただいたところでございますけれども、その「用語の定義」と「用語の説明」については資料1-1、資料1-2に、いずれも御審議いただいた内容を踏まえて追加させていただいておりますので御確認くださいませ。

「用語の定義」につきましては、資料の1-1の10ページの18行目からございます「Ⅲ. 定義」のところに入れさせていただいております。また、「用語の説明」については、資料1-1ですと29ページ以降の〈別紙2：用語の説明〉の部分に入れさせていただいております。

また同様に、資料1-2におきましても「用語の説明」を77ページ以降にそのまま、前回の審議結果を踏まえて修正されたものを入れ込ませていただいております。

では、資料1-1の内容に関わる修正の御説明をさせていただきます。

13ページの33行目、有病割合のまとめの部分の記載でございますが、乳幼児で最大10%弱、学齢期でおよそ0.1~2%、成人では子供より低い値であるという修正を、前回の審議結果を踏まえて修正させていただいております。

また、14ページの15行目から18行目の部分でございますが、前回ワーキングの際には、卵の誘発症状に関わる部分で卵の特徴的なところがないので、それ以外の食品と比較したらどうかという点についてご意見をいただきまして、前回、15行目から18行目を入れさせていただいたところですが、審議の結果、これは落とすほうが良いということで削除させていただいております。

続きまして、16ページ目から、リスク管理に係る内容についてでございます。

17ページから18ページにつきましては、前回ワーキンググループにおきまして、監視指導における検査の母数が分からないという御指摘をいただいておりますので、一例といたしまして、東京都における検査事例を17ページの21行目から27行目に追記させていただいております。

また、その下の28行目からはリコール情報サイトについての記載がございますけれども、リコール情報サイトにつきましては、過去の報告事例がサイト上から自主回収が終わると削除されてしまうということもございましたので、リコール数全体の数が追えないということもございましたので、ここでは「自主回収に至った事例が複数報告されていた」という記載にとどめる修正をさせていただきます。

その下の34行目でございますけれども、「食品表示ミス」による誤食事例により健康影

響があるかどうかを示すために、全国実態調査の調査結果について記載を追加させていただいております。

続きまして、19ページでございます。

18行目から25行目にわたりまして赤字の部分がございませけれども、この部分につきましては、より正確な記載となる修正をさせていただいております。

また、27行目の部分につきましては、〇〇〇から修正をいただいております、海外の論文では、unintentional allergen presenceとしていること、また、あくまでも10ppmは微量の定義の上限であることを示すための修正をいたしましたということで、27行目から29行目につきましては修正をいただいております。

また、20ページに参りまして、5行目から修正の箇所がございませけれども、前回ワーキンググループの議論におきまして、自治体における検査の結果、ほとんどの検体で定量限界を下回っていると記載をさせていただいておりますが、具体的に記載をしたほうがよいという指摘がございましたので、75%から100%の検体で1 µg/g未満であったという修正をしております。

また、その次の7行目からでございますが、〇〇〇より、「推定で使用した『卵』タンパク質濃度10µg/gは最悪のケースを想定した値である」と追記をさせていただいております。

続きまして、21ページに参ります。

24行目の下の四角の枠の囲みでございます。この部分、前回のワーキンググループまでは、昨年の打合せ会において検討いただいたいただきました、成育医療研究センターにおける鶏卵による症状誘発確率に関する検討結果について論文化をされた後にここに掲載する予定ですということを記載させていただいております。その論文化の時期というのがなかなか予見できないということと、あとは本日、参考資料7でお示ししておりますように、現在、食品安全委員会の食品健康影響評価技術研究におきまして、アレルギー症状誘発確率の推計に係る研究を2課題していただいているということもございませるので、これらの研究結果につきましても、評価書ができた後になると思っておりますけれども、それらの成果が出た段階で評価書に入れ込むことを、食品安全委員会において評価書に知見を追加するかどうかを検討する予定でございますということを四角の中に書かせていただいております。

続きまして、22ページ以降の「8. まとめと今後の課題」でございます。

23ページの四角の囲みは、先ほどの文献の取扱いについてと同じ内容でございます。

また、24ページに参りまして、4行目からの赤字の「最悪のケースの見積であり」という部分につきましては、〇〇〇に追加いただいております。

その下の17行目からでございますが、「学会においても」からの文章につきまして、〇〇〇から御意見をいただいております。四角の囲みの中の（〇〇〇より）というところを御覧いただければと存じますが、鶏卵タンパク質9 µg/g含有する食品を100g食べると鶏卵タンパク質900µg摂取することになります。この量なら、アレルギー症状が出る患者は存在

します。「学会で事例が確認されていない」と断言してよいか、文言を検討する必要はありませんかという御指摘をいただいております。

この部分につきましては、昨年1月、2月、5月に開催いたしました打合せ会におきましての専門委員の先生方からの御意見を踏まえて文章を書かせていただいたところでございますけれども、改めましてどのような表現が適切なのかどうかにつきまして、後ほど御審議いただければと存じます。

続きまして、25ページでございます。

自主回収の事例につきまして、8行目から10行目にかけて追加させていただいております。

また、その下におきましても、食品企業における衛生管理について、実態を踏まえた内容に修正させていただいております。

続きまして、26ページ以降の今後の課題の部分でございます。

27ページでございます。

1行目から4行目に赤字の部分で追加をされている部分がございますが、この部分はもともとはこの赤字の記載があったところ、前回ワーキンググループの資料におきましては削除させていただいております。ところが、この部分を削除してしまいますと、「現実的には、適切なデザインでの自己申告も含めた」からの文章がとても唐突であるという御指摘をいただきましたので、1行目から4行目の赤字の部分の文章を復活させたということでございます。

また、14行目でございますけれども、先ほど前のほうで、自主回収の事例を追加したり、全体の監視の母数の話もございましたけれども、そういったことも踏まえまして、「アレルギーを含む食品の表示の違反事例及び行政による監視の結果に関する網羅的かつ一元的な情報」という課題を追加してございます。

また、その下の17行目の「国際的なリスク評価の手法の動向」の部分につきましては、〇〇〇から追加したほうがよいという御意見をいただいておりますので追加させていただきます。

このほか、資料1-1につきましては、内容の変更を伴わない記載整備を実施しております。

引き続き、資料1-2でございます。

基本的には資料1-1の修正に伴う本文の修正を併せてしてございますが、69ページを御覧いただければと存じます。

29行目から、コーデックス委員会における最近の動きについて追加させていただきます。コーデックス委員会におきましては、69ページの29行目から記載がございますように、「食品事業者向け食品アレルギー管理に関する実施規範」の検討が進められております。この「食品事業者向け食品アレルギー管理に関する実施規範」におきましては、交差汚染の防止などの食品製造におけるアレルギー管理のためのガイダンスを提供すると

いうことを目的として検討が進められたところでございますけれども、この中には、いわゆるアレルギー表示に関しての部分も含まれるということで検討が進められていたところでございます。

この実施規範の検討の中で、可能性表示についても検討が進められるということもございまして、コーデックスの食品衛生部会がこの検討を進めるためには評価が必要であるということで、69ページの33行目に記載がございますように、FAO/WHOに対しまして、重要なアレルギーのリストの評価及び更新、重要なアレルギーを対象とした閾値の設定、予防的アレルギー表示を支持するエビデンスの評価についての科学的な評価を求めていたところでございます。この状況を踏まえまして、コーデックスの食品表示部会では、2019年からコーデックス委員会のアレルギー表示に関する規格の見直し及び予防的アレルギー表示に関するガイダンスの整備を開始し、FAO/WHOでは、科学的助言を行うための専門家会議での検討を開始したという動きが最近ございましたので、評価書案にも追加させていただいております。

そのほか、資料1-2では、参照番号を文献が出てくる順番になるように番号を振り直しております。また、それに伴いまして巻末の参照も記載を整備してございます。

以上でございます。

ここで、事務局のホストのコンピューターの接続をし直しますので、一旦、回線から切断します。少々お待ちくださいませ。

(システム調整)

〇〇〇 音声がかかっているかどうかの確認をさせていただければと思います。先生方のほうに〇〇〇の音が聞こえておりましたら合図を送っていただければと存じます。〇〇〇、ありがとうございます。他の先生方も、ありがとうございます。

音声がか、滞りなく伝わっておりますようなので、先生方、画像もオンにさせていただきますでしょうか。ありがとうございます。

事務局のほうのパソコンも無事に接続できたようですのでワーキンググループを再開させていただきます。御協力ありがとうございます。画像をオンのままお願いいたします。

〇〇〇 先ほど来、事務局から前回の先生方の意見について、大分。

(「音声がか途切れます」と意思表示あり)

(システム調整)

〇〇〇 〇〇〇でございます。

事務局の回線状況があまりよくないようですので、大変申し訳ございませんが、先生方、画像オフをお願いいたします。発言をされる際には画像をオンにいただけると助かりますので、御協力よろしくをお願いいたします。

〇〇〇 画像をオフにさせていただきましたけれども、私が話しているのは普通に入っておりますでしょうか。

それでは、再開させていただきます。



先ほど来、修正箇所について説明していただきました。また、資料1-1のページをめぐっていただくと、22ページの辺りに「まとめと今後の課題」というのがありますが、ここまで。最初から22ページの半分ぐらいまでで御意見をいただければと思います。いかがでしょうか。

（「音声が途切れます」と意思表示あり）

〇〇〇 今、回線を無線に切り替えますので少々お待ちください。

（システム調整）

〇〇〇 これでいかがでしょうか。

〇〇〇 事務局でございます。

今、事務局の回線を切り替えましたが、音声はまだ途切れますでしょうか。大丈夫でしょうか。ありがとうございます。

〇〇〇 それでは、今お話ししたのは22ページの半ば辺りまでで。

（「音声が途切れます」と意思表示あり）

（システム調整）

〇〇〇 マイクを調整しましたが、これで聞こえておりますでしょうか。

（「音声が途切れます」と意思表示あり）

（システム調整）

〇〇〇 〇〇〇です。

回線の状況が悪いようですので、3時5分まで休憩ということでお願いいたします。こちらの不手際で申し訳ございません。

（休 憩）

〇〇〇 事務局でございます。時間になりましたので再開させていただきます。

先生方、画面をオンにしてくださいませ。

〇〇〇 それでは、続きに戻りたいと思います。

いろいろと修正をしていただきまして、その修正した資料が資料1-1と1-2とあります。そして、先ほど言いかけたのは、まず、資料1-1の22ページの真ん中少し下の「まとめと今後の課題」の前のところですね。初めから22ページまでのところで、先生方、御意見がございましたらいただければと思っております。

幾つか事務局で修正したところがございますけれども、いかがでしょうか。

手を挙げていただきました〇〇〇、どうぞ。

〇〇〇 〇〇〇です。

資料1-1の評価書のタイトル、表紙が「2020年2月」なのですが、これはいいのですか。

〇〇〇 大事なところを御指摘いただきました。

〇〇〇 大変失礼いたしました。

〇〇〇 お願いします。

以上です。

〇〇〇 これはどういうふうになるのですか。

〇〇〇 本来であれば「2021年2月」です。修正をし忘れたところでございます。前回ワーキンググループの資料では「2020年12月」となっておりましたところ、「1」だけを取って「2」としたという状況でございましたので修正いたします。

〇〇〇 〇〇〇、ありがとうございます。修正の手のうちが少し分かりました。

そのほかにここまでのところで、例えば、20ページ辺りで〇〇〇にお話しいただいたりと。

では、〇〇〇どうぞ。

〇〇〇 〇〇〇です。

内容ではなくて、21ページの最後の（事務局より）の質問事項なのですが、これは要するに我々が決めることというよりは、この評価書をいつ完成版としてフィックスして発表するのかということと、一旦発表したことについて我々のワーキングとしては、今後も継続的に、しかも卵を課題としてこのワーキンググループが継続されるのかどうか。

例えば、1年後2年後に改訂版というのを卵に関して出すつもりで働いていくのか、あるいは卵は一旦終わって、例えば、次は牛乳に移るとか、その辺りのことによるのだと思いますが、自分の今後のことも含めてその辺りのこのワーキンググループの立ち位置というのはいかがなのでしょうか。

〇〇〇 事務局に話をさせていただきますでしょうか。どうぞ。

〇〇〇 実はその話は、この評価書の審議の後に資料2でさせていただく予定でございました。

〇〇〇 どうでしょうか。というのは、今、事務局からお話がありましたけれども。

〇〇〇 そこで御説明いただければいいです。

〇〇〇 このワーキンググループのこれからをどうするかということが資料2ということになります。そのときにこの話が幾つかのテーマの一つになるようですので、そのときにいろいろ委員会のほうから説明をいただくことになると思います。御指摘ありがとうございます。

そのほかはいかがでしょうか。

〇〇〇、どうぞ。

〇〇〇 ちょっと質問なのですけれども、要約の5ページ、6ページは今回は審議するに及ばずということなのですね。

〇〇〇 事務局からお答えいたします。

この部分はイメージをつかむために、今、入れ込ませていただいておりますので、この要約の部分につきましては、後ろのほう、本体全体が出来上がった段階で事務局で改め

て作成させていただきますので、本日の議論の対象ではございません。

〇〇〇 分かりました。

ただし、5ページの36行目からの文章、「しかしながら、この値は」というところなのですけれども、これは20ページ、24ページから抜粋した文章なのですが、この前の文章の文脈が変わってしまったので、もちろんちゃんとつくる時はその文脈を考えながら貼り付けてくださるとは思うのですが、そういうことに注意されたほうがよろしいかと思いません。

要するに、「この値は」の「この値」が一体2mgを示すのか、200gを示すのか、10µg/gを示すのかが全然分からなくなってしまっているので注意していただければと思います。

以上です。

〇〇〇 ありがとうございます。

そのほかにもございますでしょうか。

そうしましたら、その先に少し進みながら、また後ほど、今日でもまた次回以降でも気がついたところがございますたら御指摘いただければと思います。

次に22ページに移っていただきまして、「8. まとめと今後の課題」というところに行きたいと思います。

これはまたいろいろ修正をしたところですが、先ほど〇〇〇から言っていただきましたが、「最悪のケースの見積」云々というのも24ページのところにございます。あるいは、同じく24ページで下の四角で囲んでございます上の辺りです。「スクリーニング検査のELISA法による」云々という赤の辺りのところも、〇〇〇からの御指摘があったりしたところです。この辺りで先生方から御意見、あるいはこうするとよかろうというような御意見、御感想がありましたらお願いします。

〇〇〇お願いします。

〇〇〇 〇〇〇です。

内容的にはいいと思うのですが、23ページの一番下のボツの段落、24行目からが非常に長く分かりづらいと思います。24行目から31行目が1文でつながってしまっていて非常に長いので、ここをもう少し分けて、分かりやすく書き換えていただけたらと思います。

〇〇〇 そうですね。御指摘ありがとうございます。これは事務局のほうでもう少しセンテンスを短くして、歯切れのよい表現にできると思います。ありがとうございます。

そのほかはいかがでしょうか。先ほど私が申しました24ページ、今の23ページの後のところ辺りで、事務局からも24ページの下の方にありますが、この表現でよいか、あるいはどういう表現がよいだらうかという辺りのところです。御意見いただければということのようです。

〇〇〇どうぞ。

〇〇〇 〇〇〇です。

今の部分ですが、〇〇〇のお見えにならないところで議論していいかどうかちよっ

と分からないのですが、〇〇〇の言われるような、想像している例、想像したような、ちょっと思いがけないようなスペシャル重症例が世界中で1人もいないかということまで考え出すと、ちょっと何も言えなくなってしまうと思うのです。ですから、「学会においても」という言葉が何となく学会の責任にしているようなので、「本ワーキンググループで検索した限りにおいては」というぐらいで、「これまでのところはそういう報告は見当たらない」という表現はあってもいいのではないかと思います。未来永劫そういうことが1人も出ないことを保証しますと言っているわけではないので、こういうコメントはちょっと限界ではないかなというのが意見です。

〇〇〇 ありがとうございます。

〇〇〇は〇〇〇と同じようなお立場で、〇〇〇、〇〇〇、もし御意見があれば、あるいは何かこうしたらという、あるいはこの辺りが限界であろうという〇〇〇の御意見がありましたけれども、いかがでしょうか。

〇〇〇 〇〇〇です。

〇〇〇がおっしゃるとおりで、可能性が全くゼロというのではないと思うのです。かつ、学会報告がないということはもちろんそういう事例がなかったという可能性もありますけれども、ただ、実際には報告されていなかったということもあるので、検索した限り明らかなものが見つからなかったという〇〇〇の提案でいいのではないかなと思います。

〇〇〇 ありがとうございます。

〇〇〇、お手を挙げられましたか。

〇〇〇 「賛同いたします」というチャットのコメントが来ています。

〇〇〇 〇〇〇、チャットで御意見いただきましてありがとうございます。

では、ここに関しては、今の先生方の御意見のところ、後今後これでいくようなところにしたいと思います。

あと、御意見いただいたのは、次の25ページを見ていただきまして、赤が大分入ってくるところですけども、25ページの7行目辺りから、企業側の対応についてできるだけ実態に即した内容で事務局で修正をいたしましたけれども、これはいかがでしょうか。

企業側のこともありますが、〇〇〇いかがですか。例えば、この辺りの表現は大体よろしいでしょうか。

〇〇〇 〇〇〇です。

今回、事務局のほうでかなり直していただき、リスク管理にかなり踏み込んで書いていただいたのでとてもよいかなと思っております。やはり基本的にはこのアレルギー表示になってから、基本的には衛生管理における、結局、ラインにおけるコンタミネーションでの表示の間違え、それは多分、かなり少なくなっているのではないかと思います。

ただ、問題は、表示のこれは品質保証のところ、品質管理及び品質保証のところでの表示の張り替えの間違え、つまりは明らかに入っているのだけれども表示に書かなかったとか、そこがまだ十分できていないということが問題なのではないかなとこの文章から

読み取れるのです。ここが伝えられればよろしいかと思えます。

〇〇〇 ありがとうございます。

大体このような書き方で、もしまた気がついたことがありましたら御指摘をお願いいたします。

そうすると、これで25ページのところまで大体行ったということです。

次は、26ページへ行きますと、「(2) 今後の課題」というのがあります。リスク管理の精緻化に必要な情報として、17ページにリスク管理に関わるいろいろなことを書いたわけですが、ここでは「アレルギーを含む食品の表示の違反事例及び行政による監視の結果に関する網羅的かつ一元的な情報」というのを事務局から追記してあります。

また、27ページへ行きますと、〇〇〇から、「国際的なリスク評価手法の動向」も今後の課題として挙げておく必要があるという御指摘をいただいて、そのような項目も加わっているところです。これからの課題ということで、先生方、この表現は変えたほうがよかろうとか、あるいはこれを付け加えたほうがよいということがございますでしょうか。今まで大分、幾度かにわたって見ていただいておりますので、大体これくらいかなというところに来ているように思います。

それでは、全体として、資料1-1、1-2、全体について何か御意見はございますでしょうか。資料1-2は先ほども御紹介がありましたけれども、大体1-1から派生した修正で、大きいところはなかったと思います。

〇〇〇どうぞ。

〇〇〇 〇〇〇です。

細かいことなのですが、今、〇〇〇がおっしゃった27ページの今後の課題のところに列記してあるところですが、一番上のちよぼの最後が「関する知見が必要」となっていますが、それより下のところは全て体言どめというか、「研究データ」だとか「研究」だとかそういう「もの」で止めてあるのですけれども、そういう意味ではこの「必要」というのは要らないのではないかなという気がしました。

以上です。

〇〇〇 御指摘ありがとうございます。

その辺り、一つ一つの項目を横並びで分かりやすいように並べていくと思います。御指摘ありがとうございました。

〇〇〇に手を挙げていただきました。

〇〇〇 今の最後の14行目に追記された「表示の違反事例及び行政による監視の結果」云々というこの文章を書くことはいいのですが、こういう文章は行政の内部からいうと効力が結構あるのですか。この文章はもしかしたら消費者庁に対してプレッシャーをかけているのですが、これがあるから消費者庁が頑張ってくれるとか、消費者庁に予算がつくとか、これの行政的な効力というのはどうなのでしょう。

〇〇〇 〇〇〇です。

まず、この評価書というのはクレジットにありますとおり、現時点では、食品安全委員会のワーキンググループとしておまとめいただいているということです。

また、次の資料で御説明をする予定ではありますが、最終的にはワーキンググループから食品安全委員会、我々は親委員会と呼んでおりますが、そちらのほうに報告をし、その上で最終的には食品安全委員会の決定となります。

この案件は、もともと自ら評価ということで始まっておりまして、参考資料2でそもそもこのワーキンググループの設置についてということで、このワーキンググループの設置要領がついておりますが、この中で説明しておりますとおり、食品安全委員会が自ら評価する案件として選定をした案件です。通常は、リスク管理機関から諮問があつて、それに対する答申ということで食品安全委員会の評価書を添付する形で答申をするのですが、これは自ら評価ということで、一義的にはその諮問をしてきたリスク管理機関というのはいわけです。

ただ、このアレルゲンの表示制度に関しては、今、〇〇〇から御指摘がありましたとおり、リスク管理機関としてはまず消費者庁がありますので、この評価書が食品安全委員会決定となって取りまとめられた視点では、消費者庁にも恐らく通知をすることになろうかと思えます。

以上です。

〇〇〇 〇〇〇、よろしいでしょうか。

〇〇〇 ありがとうございます。

消費者庁には確実に伝わるということですね。あとは、どのぐらい実行に移されるかは消費者庁次第という理解ですかね。ありがとうございます。

〇〇〇 それから、消費者庁につきましては来週のワーキンググループでもヒアリングをする予定ですので、その場でも専門委員の方々から消費者庁のほうにこういった制度の意義あるいは監視の必要性などについても直接お伝えいただけるかと思っております。

〇〇〇 ありがとうございます。

〇〇〇 先生方、いろいろな御意見をありがとうございます。

今、事務局からもお話がありましたけれども、次回のワーキンググループが2月17日ですが、消費者庁の担当者の方に来ていただいてリスク管理の現状について御説明いただくことになっております。そのときに十分満足のいく管理が行われているということであれば、この項目をどのように書くかというのをまた考えてみてもいいと思えますが、網羅的かつ一元的な情報の管理というのはなかなか行われておりませんので、次回にお話を私たちも聞かせていただいて、それでこの先に進みたいと考えております。どうもいろいろありがとうございます。

さて、今日見ていただきました資料1-1、1-2というふうに、卵に関連しましての評価書はかなりまとまってきております。しかし、評価対象としてアレルゲンを含む食品ということになりますと、卵以外のミルクとか小麦等々と様々でございます。第3回ワー

キンググループを開催して、それ以降、まずは卵の評価書を作成するという進めてまいりました。評価全体としてというよりは、個別をまず、評価書を作ろうということでやってきました。

そうしますと、言わば、卵以外のアレルゲンを含む食品というのは宿題ということで置いてきておりますけれども、それをどのように考えるかということを検討していく必要がございます。

先ほど〇〇〇さんからお話がありましたけれども、自ら評価ということで、食品安全委員会、いわゆる親委員会ですね、そちらから言わば諮問を受けて我々がワーキンググループで議論してきたという、これまでの経緯がございます。また、今回で13回目ですけれども、あるいはそれ以外にもいろいろな形で先生方に議論を続けてきていただきました。今までの経緯を含めて状況を整理し、そして、これからどのような方向に行くのかということで、先ほどたしか〇〇〇からもちょっとお話があったような「アレルゲンを含む食品」の評価の今後についてということで、資料2に関わる内容ですが、事務局から説明していただいて、それで先生方にまたお話しいただければと思います。

では、事務局お願いします。

〇〇〇 〇〇〇でございます。資料2をお手元に御用意いただければと存じます。

資料2につきましては、今、〇〇〇から御説明がございましたように、これまでのワーキンググループでの検討の経緯をまとめさせていただいて、その後、今後のワーキンググループの方向性をどうするのかということについて、ワーキンググループの方向性といえますか、卵の評価の後はどうするのかということについてまとめさせていただいております。

まず、1ページ目の1ポツでございますけれども、これまでの検討経緯をまとめさせていただいております。先ほど来、〇〇〇や〇〇〇からお話ございましたように、アレルゲンを含む食品につきましては自ら評価ということで評価を開始しているところでございます。

ワーキンググループにおきましては、1ページ目の真ん中よりもちょっと上の辺りですが、第1回から本日の第13回ワーキンググループまで開催してございますけれども、まず、第1回目のワーキンググループにつきましては、ワーキンググループにおける「具体的な検討事項（案）」として、参考資料3にお示ししておりますように、アレルゲンを含む食品に関する食品の表示等についての科学的検証をするということで、義務7品目については個々に評価、推奨の20品目についてはデータがある範囲で科学的知見を整理ということで、まず開始してございます。

また、評価指針の策定についても言及がなされているところでございます。

第2回のワーキンググループ会合におきましては、平成29年度に研究事業、食品健康影響評価技術研究の課題「アレルギー物質を含む食品についてのリスク評価方法の確立に関する研究」で作成されました評価指針のたたき台の概要について御報告させていただいて

おります。その報告をした際の議論で、アレルギーを含む食品に関する知見の不足や評価の限界等につきまして、専門委員から指摘があったところでございます。

その次の第3回ワーキンググループにおきましては、第2回ワーキンググループで出ました様々な指摘事項について整理いたしまして、表示対象となっている複数のアレルギーの中でも科学的知見の量や質がアレルギーによって異なってくる。アレルギーによって評価項目の重要度が変わってくるということを踏まえまして、参考資料4にお示ししておりますように「今後の進め方について（案）」の2ページにございますように、事務局から進め方についての方向性を示させていただいております。

第3回ワーキンググループで検討いたしました内容といたしましては、1つ目は、評価指針の策定に向けた調査審議に優先して、個別品目の具体的な評価をまず実施するということ。個別のアレルギーの評価を積み重ねることによって、科学的知見を整理するということ。評価指針のたたき台の評価項目について、ワーキンググループにおいて、引き続き確認・精査するという方向性でいってはどうかということ整理がなされました。

まずは具体的に卵の評価書を作成してはどうかということを進めてまいりましたが、卵を取り上げた理由といたしましては、患者数が多いということと、科学的知見が豊富なことということで選択をさせていただいております。

卵の評価をするといっても、卵以外の評価はどうするのかということもございましたので、卵以外の評価の進め方については、各アレルギーの知見の収集状況を報告しながらワーキングにおいて検討しようという方向性となったところでございます。

資料2の次のページに参りますが、それ以降、第4回目のワーキンググループから本日まで評価指針のたたき台の項目を参考にして、卵に関する科学的知見の整理を、その内容を踏まえて評価書案を作成し、調査審議をしていただいているというところでございます。

このように、まず評価指針をつくってはどうかというところからスタートしたものの、やはり卵について具体的に評価を試みたうえで、この先どうするのかというところが論点として残っております。今、卵の評価がある程度取りまとまってきているところでございまして、卵以外にも乳、小麦、えび、かに、そば、落花生についてどうするのかというところをお示しさせていただいているのが、「2. 今後の対応について（案）」でございます。

先ほどの1ページの下のところでございますが、「卵以外の評価の進め方については、各アレルギーの知見の収集状況を報告しながら、WGにおいて検討」となっております。

(1)の<背景・理由>でございますが、調査事業で食品安全委員会におきまして平成29年度に卵と乳、平成30年度で小麦、そば、昨年度はえび、かに、落花生についての科学的知見を収集しているところでございます。この乳、小麦、落花生、えび、かに、そばに関する知見の状況を整理したものが参考資料5として表でお示ししているものでございますけれども、科学的知見の状況はどうかと見たところ、知見の不足の状況が卵と同様であったというところでございます。



これまで卵の審議の中において、科学的知見が豊富だとされている卵でさえも精緻のリスク評価をするのに科学的知見が不足しているということで、評価書案にも今後の課題を1ページ以上にわたって記載しているところがございますが、卵以外の品目においても知見の不足の状況が卵と同等、もしくはそれよりもよくないという状況でございました。

また、先ほど私が評価書の説明をした際に、資料1-2でコーデックス委員会に関する知見を追加したというところがございますけれども、コーデックス委員会におきましてアレルゲンに関しての管理に関しての実施規範を検討するという作業の中で、そういった作業を実施するためにはリスク評価が必要だということで、現在、FAO/WHO合同の専門家会議でアレルゲンを含む食品の表示に関する科学的評価が開始されたという現状もございます。

FAO/WHOの合同の専門家会議では、優先的に表示対象とすべきアレルゲンリストの見直しや、優先的に表示対象とすべきアレルゲンについての閾値の設定、予防的アレルゲン表示の適正使用といった事項について科学的助言が求められているという状況でございます。

こういった背景を踏まえまして、このワーキンググループでの方向性、方針としては、卵の評価により課題や限界が明らかになったように、現在の知見の状況では、「アレルゲンを含む食品」について精緻なリスク評価を行うことはできず、また、国際的には、今後、リスク評価報告を含め、アレルゲンを含む食品の表示について科学的検証が進むと見込まれることから、現在のワーキンググループでの調査審議は、卵で一旦終了し、科学的知見がそろった時点で評価を再開してはどうかという御提案でございます。

卵以外の品目についてはこのような整理とさせていただきたいと思っておりますが、一方で、評価指針の策定をどうするのかというところも残っております。これにつきましては第1回のワーキンググループ会合におきまして、ワーキングにおける「具体的な検討事項(案)」として「評価指針の策定」をするとまず示しているということがございました。

また、第3回のワーキンググループ会合におきましても、一旦評価指針に関する検討は中止をします。中止といいますのは、先駆けて卵の具体的な評価をするということとなっていたところがございますが、「個別のアレルゲンの評価を積み重ねて、評価に必要な科学的知見を整理」した上で、評価指針について改めて検討するという状況になっておりましたので、現在、卵という1品目の評価のみをもって評価指針を作るということは困難であろうという状況でもございます。

したがいまして、評価指針の策定につきましては、今後、科学的知見がそろい、卵以外の複数の義務表示品目について具体的な評価を行った後に、評価指針策定の必要性・妥当性も含めて改めて検討してはどうかという提案でございます。

こういう方向性を示しましたけれども、事務局においてはどうするのかというところがございますが、事務局においては引き続いて知見の整理・収集を実施するという予定でございます。

3つ書かせていただいておりますが、1つ目は、卵以外の義務表示品目に関する科学的知見を整理するというごさいます。先ほど申しましたように、平成29年度から昨年度にかかけまして、調査事業において科学的知見を収集しているという状況でございすので、収集した知見につきましては、ファクトシートの形でそれぞれの品目ごとに整理するということをごさいます。資料2にまとめさせていただきます。資料2にまとめさせていただきます。資料2にまとめさせていただきます。

2点目でございます。参考資料7にお示ししておりますように、現在、食品健康影響評価技術研究の課題といたしまして「アレルギーを含む食品によるアレルギー症状誘発確率の推計に関する研究」につきまして、2つの研究が進んでいるところでございす。この研究につきましても引き続き科学的知見の収集ということで継続していただくというところでございす。

3つ目でございますが、FAO/WHO合同の専門家会議における科学的評価が行われているということもございすので、今後そういった動向を注視した上で、リスク評価方法やリスク評価に必要な科学的知見について、最新の国際動向を踏まえて整理するという方法でやっております。資料2にまとめさせていただきます。資料2にまとめさせていただきます。資料2にまとめさせていただきます。

事務局からの説明は以上でございます。

〇〇〇 どうもありがとうございました。

事務局からは、このワーキンググループがそもそもどのようにして始まったか、その途中経過はどうだったか、どの辺りまで来ているか、この先どうする予定かというお話がありました。

本日、いわゆる親委員会ですね、食品安全委員会の〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇に御出席いただいております。先生方、今日のワーキンググループの委員の先生方にもし御意見があればお伺いして、親委員会からもまた御説明できるのかなと思っております。卵についてある程度着地する辺りまで来ておりますので、先生方、資料2の説明が今ありましたけれども、現状、そしてこれから先の方向性について何か御感想とか御意見とかがございましたら、御忌憚のない意見をお伺いできればと思っております。

また、恐らく、いわゆる親委員、食品安全委員会への要望というものもお話しいただいても構わないと思っております。

まずは、ワーキンググループの先生方からもし何か御意見や御感想がありましたら。

〇〇〇、まずどうぞ。

〇〇〇 2ページの(1)の最後の<方針>の文章なのですが、「知見が揃った時点で」という意味はいろいろあると思うのですが、例えば、今、既存のデータをある程度整理した時点でという意味なのか、あるいは、今後新しい知見が多分年々増えていくと思うのですが、その新しい知見がある程度そろった段階でという両方の意味があるかもしれませんが、今の時点ではどちらを考えているのでしょうか。

〇〇〇 では、事務局からお答えいたします。

今〇〇〇の御質問に関しましては、新たな知見がそろった段階でという趣旨でこの文章

を書かせていただいております。現状、卵もそうなのですけれども、科学的知見を整理したところ、精緻なリスク評価をするのに足りない知見が非常に多くなっていて、その状況で評価をしても精緻なリスク評価結果がなかなか出ないというところもございます。今後の課題に記載したような知見が新たにそろった段階でということを考えてございます。

以上です。

〇〇〇 分かりました。ありがとうございます。

そうすると、例えば、時間的なある程度の目安という意味では、1年とか2年とか、あるいはもっと長い時間というようなイメージでしょうか。新たな知見ということになると結構時間がかかると思うのですが、時間的なイメージだけちょっと教えていただければと思います。

〇〇〇 3か月とか1年とか3年かという感じですね。

〇〇〇 〇〇〇です。

今、〇〇〇から説明がありましたとおり、ここはリスク評価を行うに足る知見がそろった時点ということで、今後の課題に挙げているのはそれほど容易にそろえる知見ではないかと事務局としては考えておりますので、少なくとも年の単位では先のことだろうと思っております。お答えになっておりますでしょうか。

〇〇〇 分かりました。ありがとうございました。

ちょっとイメージを共有したかったのでお聞きしました。ありがとうございます。

〇〇〇 ありがとうございます。

〇〇〇 〇〇〇、ありがとうございます。

そのほかの先生方、これからについて一言、二言言っておきたいということはありませんか。

〇〇〇、どうぞ。

〇〇〇 〇〇〇です。

今までかなり大変な資料を事務局でまとめていただきましてどうもありがとうございます。卵のこういった評価というのは結構大変だったと思いますので、これはかなり膨大な資料で非常によくまとまった評価書になったかと思っております。ありがとうございました。

基本的に私は感じているのですが、このリスク評価書は、私としては大きな意味を持っていると思っております。なぜかといいますと、今は国際的に結局、今はprecautional advisory labelingで、PALと言われてはいますけれども、国際的にこれがかなり横行して困っているのです。つまり、May containを多く使っていますので、使っているということになっていますので、基本的には海外の患者さんは表示を信頼できないという状況に陥っているということでもあります。これはアメリカもそうですし、ヨーロッパ、EU、カナダ、オーストラリア、みんな、欧米諸国はこれで困っているわけでもあります。そのために定量的評価をやろうとして、何とか民間レベルでこれを少なくしようと試みているところであり

ますが、海外の患者さんからいえばいつまでそんなことをいつまでやっているのだという話になって、今、国際的に結構問題になっているかと伺っています。

やはりそういうこともあってコーデックスが動き出したのだと思うのです。昨年のコーデックスは、先ほどの参考資料にも書かれていますように、12月にコーデックスがまた動き出してリスク評価を閾値の議論も含めてリスク評価を話しているという状況で、私もたまに海外で講演させていただくことがあるのですが、日本の表示の10ppmはやはりすばらしいというふうには受け取られているところもあります。

なぜかという、閾値を決めてその検査法で行政レベルで監視していると。これは非常に事業者にはプレッシャーで、そこが何とか表示がまとまってきたというところだと思います。そこはやはり海外からすれば非常に信頼できると考えている節があります。

その意味で、今回、リスク評価でデータをお示しされていないのですが、最悪のシナリオで考えてもED01よりは低いということ。小児の1歳から6歳ぐらいの見積りでの推定ですが、ここでベンチマークドーズ法のED01に比べては最悪のシナリオの2mgは、ED01の3mgより低いというデータが出ている。これは海外におければ非常にインパクトのあるデータだと私は確信しているところであります。

ここはやはり今後発信していく必要が、そういう立ち位置、日本の立ち位置から考えると、ここはいろいろなハザードのリスク評価を海外でやられていますけれども、日本はある意味ではここは先導していく立ち位置なのではないかと考えております。この評価書を機に、できればリスク評価の部分で海外に情報を発信していただければと考えております。

食品健康影響評価のほうで研究が続けられると思いますけれども、ここでやはりリスク評価のところの定量的評価、ここをほかの原材料を進めていただいてそこでの閾値の議論を食品安全委員会としては続けていただければと思っております。

やはりアレルギーというのは、ハザードではアメリカでは多分トップスリーに入ってきますし、英国ではサルモネラと同じぐらいのハザードの重要な項目になっていますので、これは食品安全委員会がやはりある程度注視していく必要があるのではないかなと考えております。ちょっと生意気ですが、意見を言わせていただきました。

以上です。

〇〇〇 〇〇〇 どうもありがとうございました。

この分野、特に食品表示に対して日本の役割は国際的に非常に大きいということを改めて御指摘されてきました。ありがとうございます。

〇〇〇が手を挙げていらっしゃいます。お願いします。

〇〇〇 今後の方向性に関しては事務局でお考えになっているのは正しい方向性なのかなと思います。海外の動きに関しては自分も多少なり把握していますけれども、この食物アレルギーの表示のリスク評価というのは非常に難しく、僕が厚生労働省のときに食品表示に関わらせていただいてちょうど20年たつのですけれども、当時の厚生労働省の食品安全部

と社会的実験みたいな感じでスタートしてしまった食品表示の義務表示化というものを、今回、卵を対象にして検証していったわけですが、その作業というのは非常に難しいものであって、また、ほかの食品安全と食物アレルギーの食品安全の評価というのは違うものがあるのです。ですから、その感覚でいこうとすると非常に難しい作業だったのかなと、事務局が大変な御苦勞をされたのではないかと思います。

そして、〇〇〇がおっしゃるような日本の食品表示、加工食品の表示というのは、患者さんにとっては非常にすばらしい制度だと自分も思っていますし、日本の法的な環境というのも結構、裁判とかそういったことが起きにくいということとかもこのことが可能になった要因の一つではないかと思うのです。アメリカなんかですと訴訟社会ですから、FDAとかではそこを非常に危惧して、やはりどうしてもメイコンテイン、企業の責任回避というか、そういうところに行かざるを得ないのだと。そして、ゼロリスクというのはないわけですよね。もちろん、幾らベンチマークドーズ法で下に下げていってもゼロにはならないということなので、非常にそこを、そのリスクをこれぐらいで日本はこういう根拠で示しやっただということを示すのはなかなか難しいと思うのです。

今、内閣府のほうで研究費を頂いて、我々も多施設で日本のオールジャパンのデータを集めていますので、将来的にそういったものがきっと出していければ、〇〇〇がおっしゃるようなところに答えていけるのかなと思うのです。どれぐらいの年数がかかるかというのはなかなか難しいと思うのですけれども、日本でのエビデンスとかそういうのが頂いた研究費等で出していければ、また状況が変わってくるのかなと思います。

ただ、一つ認識しなければいけないことは、今までのリスク評価とされてきたものがこの食物アレルギーに関しては適用するというのは非常に難しいのだということは、今回、卵をおやりになってお分かりになったと思うのです。

あと、消費者庁との連携というか、その省庁の立ち位置の違いというのを今回、僕自身は非常に感じました。その行政的なアプローチとサイエンティフィックにいくアプローチとでなかなか難しい問題なのだなというのは勉強させていただいたところだと思います。

自分としては事務局の方針には賛成で、あと、エビデンスがさらに日本発でいろいろ出てくると状況が変わってくるかなと思いました。

以上です。

〇〇〇 〇〇〇ありがとうございます。

〇〇〇はもう20年にわたってずっとこの問題に関われてきて、大本に遡っていろいろな御指摘をいただきましてありがとうございます。

先ほど申しましたけれども、このワーキンググループは親委員会から自ら評価ということで、卵だけではなくアレルギーを含む食品について評価指針をとということで始まりました。しかし、食品安全委員会ですら今まで扱ってこられたリスク評価の対象、例えば、農薬とか添加物というようなものと食物アレルギーは随分と性格が違うのだということはこのワ

ーキンググループの中で議論したと思います。

そのほかの先生から特に急ぎの御意見がなければ、親委員会のほうで我々に食物アレルギーの議論を振ってこられた〇〇〇、〇〇〇、あるいは〇〇〇、今、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇から御意見がありましたけれども、食品安全委員会のほうからこれからについて何かありましたらお願いします。

〇〇〇、どうぞ。

〇〇〇 恐れていた一言が〇〇〇の口から出たので。実はこの課題については最初から〇〇〇が「あんたが振ったんじゃない」というふうにおっしゃっていました。というのは、私はちょうどこの課題を自ら評価で選定をした企画等専門調査会の座長を当時やっていた時代に、この大変難しい課題、実際に申せば私はちょっとネガティブだったのですが、いろいろな事情の中でとにかくやってみましょうよという話になっています。

私も実際に食安委に来てどういう展開になっているのだろうかということが実は一番心配をしていた課題だったわけなのです。今までの議論の中でやはり実際に、もちろん〇〇〇の思いというのは私は非常によく分かって、こういう課題に対して世界を先導して定量的にいろいろ対応して行って、今までの日本のやり方というのが間違いなかったではないかということを書いていくという、これからそれを先導していくという考え方はよく分かります。

ただ、現実的に私がちょっと聞いていると、やはり物事の本質からいってなかなか難しい部分もあるし、今回の評価の今後についてというのは、取りあえず、自ら評価として第一段階として取り上げたものについては総論を含めて卵で例示として一つ収束するとともに、収束という言葉がいいかどうかは分かりませんが、これから研究費等々で発展的に継続して、先ほど〇〇〇がおっしゃったような流れをそれぞれ臨床の先生方の〇〇〇、〇〇〇等々の御協力を得ながらエビデンスをつくって行ってということはどうだろうかということだと私は理解しています。

実は、取りあえずは少し収束することについて私は内部的にちょっと一時反対もしたりもしたのですが、でもそれはそれとして、物事の本質として非常に定量的にこれにクリアに決着をつけていくというのは確かなかなか難しい課題だと思いますので、これはもう皆様方、委員の先生方の非常に数多くの貴重な意見を私も個人的に聞かせていただいて勉強させていただきましたし、この評価書の意味するところも大きいと思いますので、まず、これから科学的にこういうものを扱っていくことこのスタート地点でのこういう評価書というふうに発展的に位置づけてやれたらなというのは私個人、〇〇〇に言わせれば「あんたが振ってきたんじゃないか」というその責任者、責任者と言われても困るなど実は思っているのですが、それで、私自身残念なのは、ちょっとこのところ健康状態が必ずしも万全ではないので、今日も何となくおとなしく関わっているのですが、いずれにしてもテーマ自体はまたこれから非常に重要な問題ですし、そういう意味では、この研究班はともかく、引き続きテーマとしてはよろしくというふうな意味合いだ

と私は理解しています。

ただ、〇〇〇のほうではもっと大きな構想を考えておられるかもしれませんので、あとはお任せします。

〇〇〇 〇〇〇 どうもありがとうございます。

私も別に〇〇〇に恨みは。もちろん。ただ、今までのリスク評価というのと違うやり方とか違う分野があるのだということを食品安全委員会のほうで改めて感じていただいたのはとてもよかったなと思っております。

〇〇〇から〇〇〇にバトンが渡されましたけれども、別にこのワーキンググループは今日が最終回というわけではないのですけれども、〇〇〇、どうぞ。

〇〇〇 〇〇〇でございます。

今、〇〇〇からあったように最後ではないので、最後にはちゃんとお礼を申し上げなければいけないのかなと思っておりましたけれども、まずはこれまでの先生方の熱心な御議論に感謝申し上げたいと思います。

私からは1点だけ。先ほどずっと〇〇〇から世界に向けて発信しろというお話がございましたけれども、御存じの方も多いと思いますが、食品安全委員会としては『Food Safety』という英文ジャーナルを8年前に刊行を始めまして、年に4回、クォーターリーでございますが、順調に発行しております。

その中でオリジナルとかレビューとかという純粋なリサーチペーパーみたいなものをパブリッシュしておるのですけれども、リスク評価書全体というのはなかなか無理なのですが、サマライズしたものを英語にして発表しております。アレルギーを含む卵のリスク評価書も、これはやはり英語にして出したほうがいいよということをしばらく前から私は言っておるわけですが、一つの成果でございますし今後につながると。それから、世界に示すという意味もありまして、適当な時期が来ましたらぜひ『Food Safety』で発表したいと考えております。

今日のところはこの程度のことだけ申し上げておきますけれども、熱心な議論を心から感謝しております。

以上です。

〇〇〇 〇〇 どうもありがとうございました。

今日、ほかに〇〇〇もお見えになっています。そして、〇〇〇もこの後に一言ということで、まず、〇〇〇どうぞ。

〇〇〇 〇〇〇、〇〇〇をはじめ、先生方、どうも熱心な御議論をありがとうございました。企画等専門調査会に私も入っていたときにこのアレルギーが自ら評価になりました。

今回、先生方の御議論を聞いておまして、リスク評価をするためにはどういう研究が必要なのかというのも改めて認識することができましたし、また、それによってこの研究事業が立ち上がり、〇〇〇や〇〇〇に引き続き研究をしていただけるということで、そういう意味ではすごく発展したのではないかなと思っています。また、疫学調査の難しさと

いこのを感じたのもこの評価でした。

そして、食品安全委員会の用語集が出ておりますが、用語集の疫学分野につきましてもこのワーキンググループがきっかけとなって用語集の改訂作業に取りかかることができました。ということでは非常に有意義なワーキンググループであったと認識しています。リスク評価に至らないまでも、食品安全委員会ではリスクプロファイルやファクトシートといったものを新しい知見が集まったときには出したりしておりますので、先生方の研究に期待するとともに、引き続き動向を見ていければと思っております。どうもありがとうございます。

〇〇〇 〇〇〇 どうもありがとうございます。

それでは、〇〇〇からも一言どうぞ。

〇〇〇 ありがとうございます。

先ほどの御質問で、〇〇〇からは国際的なインパクト、〇〇〇からも新しい知見の関係があったのでちょっと補足をさせていただきながら、なぜこういうアクションになるかということの説明させていただきたいと思えます。

アレルギーの問題、要するにリスク管理をすることで企業がいろいろ取り組みながら最終的には表示で表現をするということになりますけれども、これはコーデックスの表示の一般規格に書いてあるからなのです。それ自体はルールとして1985年にできて、コーデックスの規格ナンバー1なのです。王貞治と同じなのです。

その後、1995年にWTOができてから法的な義務が出てきたので、各国が検討したというのが経緯になります。

今、一旦置いて新しい知見を待とうと言っているその大きな理由の一つは、義務表示というその土台の見直しが始まったということです。と申しますのは、先ほどのコーデックス、参考資料6を〇〇〇が説明しておりますけれども、もともとCCFH、ホスト国はアメリカですが、企業がアレルギーをどうやって扱うかという実施規範を昨年、最終的に採択をします。その過程で、実は可能性表示、ここの言葉ではプリコーションという言葉を使っていますが、我々としては機能性表示というほうが身近だと思えますが、それが入っていたのです。表示についてどこかの部会が規定をおくときには表示部会の意見を聴かなければいけないというルールになっておりまして、聴いたところ、要は今の表示規格には義務表示しかないのです。可能性表示というのはないのでそこが削除されて最終的な採択になったのです。ただ、ほっておくわけにいかないのです、可能性表示はどうだということで意見を聴いてきたということで、もし可能性表示が国際ルールで認められるようになれば、一斉にそちらに動くと思えます。そうすると、リスク管理手法が義務表示だけではなくてくるので、そもそも考え方の根本が変わってくることになると思えます。

それから、その閾値の問題ですけれども、コーデックスの場合、ある特定品目については卵も含まれていますが、義務表示をしろと。その卵及び卵製品なのですが、どういう場合に表示をしなくてはいけないのかというルールがない。実は、亜硝酸塩だけは10mg/kg



と書いてあるのです。ほかは一切書いていない、ものしかないのです。その閾値はどうしたらいいのだというのもサイエンティフィックアドバンスを投げられておりますので、それが出てくるとまた世の中が変わってくる。

そういう意味では、〇〇〇がおっしゃっていたように、我々が今まで持ってきた知見、あるいはこれから日本国内で調べているものについて積極的に反映するようにしていかないと、単に出来上がったものを受け取るだけになってしまうのです。そういう意味では、先ほど座長からも数か月なのか数年なのかというお話もありましたけれども、下手すれば十年単位の仕事になっていくのではないかと思われまます。

以上です。

〇〇〇 〇〇〇どうもありがとうございます。

本日はちょっと時間に余裕がありましたので、〇〇〇あるいは〇〇〇にも御意見や情報をいただきました。それを受けて、ワーキンググループの委員の先生方、もし何かありましたらお手を挙げていただければと思います。よろしいでしょうか。もちろんこれはまだ最後ではなくて、来週も早速でございます。

それでは、今日の2つ目の議題ということで、議事「(2) その他」ですけれども、事務局から何かありますでしょうか。

〇〇〇 事務局より今後のワーキンググループの予定について御連絡いたします。参考資料8を御覧ください。

1 ページ目でございますが、本日2月10日の第13回アレルゲンワーキンググループ、本日の後、来週とあともう1回、3月4日の開催を予定しております。

2月17日につきましては、先ほど来お話がございまして、消費者庁からリスク管理の状況についてお話をいただく予定でございます。その内容を踏まえまして、3月4日のワーキンググループで引き続き御審議をいただくという流れになり、3月末目途で取りまとめる予定でございます。

次回以降のワーキンググループの詳細につきましては、決まり次第、改めて御連絡いたします。

以上でございます。

〇〇〇 どうもありがとうございました。

本日は接続がなかなかうまくいなくて中断したりもしましたけれども、非常に順調に話は進みまして、これで終了といたしたいと思っております。これにて、ワーキンググループの第13回を終了させていただきます。恐らくまた来週お会いすることになりますので、先生方、どうぞよろしく願いいたします。どうもありがとうございました。